

3 （１）施設基準について

当院では、下記の施設基準に適合している旨を、近畿厚生局に届出しています。

◇基本診療料

◆地域歯科診療支援病院歯科初診料 ◆歯科外来診療医療安全対策加算2 ◆歯科外来診療感染対策加算4 ◆医療D X 推進体制整備加算 ◆急性期一般入院基本料1 ◆結核病棟入院基本料(10対1) ◆急性期充実体制加算1 ◆救急医療管理加算 ◆超急性期脳卒中加算 ◆診療録管理体制加算3 ◆医師事務作業補助体制加算2(15対 1) ◆25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）、夜間100対1急性期看護補助体制加算 ◆看護補助体制充実加算 ◆看護職員夜間12対1配置加算1 ◆療養環境加算 ◆重症者等療養環境特別加算 ◆無菌治療室管理加算2 ◆緩和ケア診療加算 ◆精神科リエゾンチーム加算 ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算1 ◆医療安全対策加算の医療安全対策地域連携加算1 ◆感染対策向上加算1 ◆感染対策向上加算1の指導強化加算	◆感染対策向上加算1の抗菌薬適正使用体制加算 ◆患者サポート体制充実加算 ◆重症患者初期支援充実加算 ◆報告書管理体制加算 ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ◆ハイリスク妊娠管理加算 ◆ハイリスク分娩管理加算 ◆呼吸ケアチーム加算 ◆後発医薬品使用体制加算1 ◆病棟薬剤業務実施加算1 ◆データ提出加算2イ ◆入退院支援加算1 ◆入退院支援加算1総合機能評価加算 ◆入退院支援加算1地域連携診療計画加算 ◆認知症ケア加算1 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算 ◆精神疾患診療体制加算 ◆排尿自立支援加算 ◆地域医療体制確保加算 ◆特定集中治療室管理料5 ◆特定集中治療室管理料早期離床・リハビリテーション加算 ◆特定集中治療室管理料早期栄養介入管理加算 ◆小児入院医療管理料2 ◆小児入院医療管理料※注2に掲げる加算イ 保育士1名の場合 ◆小児入院医療管理料※注7に掲げる養育支援体制加算 ◆小児入院医療管理料※注8に掲げる時間外受入体制強化加算2
--	---

◇特掲診療料

◆外来栄養食事指導料の注2 ◆外来栄養食事指導料の注3 ◆心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 ◆糖尿病合併症管理料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ ◆がん患者指導管理料ロ ◆がん患者指導管理料ハ ◆がん患者指導管理料ニ ◆外来緩和ケア管理料 ◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆小児運動器疾患指導管理料 ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料 ◆婦人科特定疾患治療管理料 ◆腎代替療法指導管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料1・3 ◆下肢創傷処置管理料 ◆慢性腎臓病透析予防指導管理料 ◆地域連携小児夜間・休日診療料1 ◆院内トリアージ実施料 ◆夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算 ◆外来放射線照射診療料 ◆外来腫瘍化学療法診療料1 ◆連携充実加算 ◆外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算 ◆ニコチン依存症管理料 ◆がん治療連携計画策定料 ◆外来排尿自立指導料 ◆ハイリスク妊産婦連携指導料1 ◆肝炎インターフェロン治療計画料 ◆薬剤管理指導料 ◆医療機器安全管理料1 ◆医療機器安全管理料2 ◆医療機器安全管理料(歯科) ◆歯科治療時医療管理料 ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2 ◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定	◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合) ◆遺伝学的検査 ◆骨髄微小残存病変量測定 ◆BRCA1/2遺伝子検査 ◆先天性代謝異常症検査 ◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの) ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液) ◆検体検査管理加算(Ⅱ) ◆遺伝カウンセリング加算 ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ◆胎児心エコー法 ◆ヘッドアップティルト試験 ◆神経学的検査 ◆全視野精密網膜電図 ◆ロービジョン検査判断料 ◆コンタクトレンズ検査料1 ◆小児食物アレルギー・負荷検査 ◆内服・点滴誘発試験 ◆経頸静脈の肝生検 ◆前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの） ◆C T透視下気管支鏡検査加算 ◆経気管支凍結生検法 ◆画像診断管理加算2 ◆ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) ◆ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。) ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。) ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆冠動脈CT撮影加算 ◆心臓MRI撮影加算 ◆乳房MRI撮影加算 ◆小児鎮静下MRI撮影加算 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
---	---

- ◆外来化学療法加算1
- ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆歯科口腔リハビリテーション料2
- ◆手術用顕微鏡加算
- ◆医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の休日加算1
- ◆医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の時間外加算1
- ◆医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の深夜加算1
- ◆人工腎臓
- ◆導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ◆難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- ◆ストーマ合併症加算
- ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ◆組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ◆脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便失禁)
- ◆角結膜悪性腫瘍切除術
- ◆緊急穿頭血腫除去術
- ◆緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- ◆緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術))
- ◆緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ◆毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る。)
- ◆網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
- ◆網膜再建術
- ◆経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ◆上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ◆乳房切除術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行うものに限る)
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ◆ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ◆胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆気管支バルブ留置術
- ◆胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ◆胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ◆経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ◆内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ◆腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- ◆腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ◆腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))

- ◆腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ◆バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ◆腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ◆胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ◆体外衝撃波胆石破碎術
- ◆腹腔鏡下肝切除術
- ◆腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆体外衝撃波膵石破碎術
- ◆腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ◆腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ◆腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ◆内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ◆腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ◆腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ◆人工尿道括約筋植込・置換術
- ◆膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- ◆腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ◆子宮附属器腫瘍摘出術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行うものに限る)
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ◆周術期栄養管理実施加算
- ◆周術期薬剤管理加算
- ◆輸血管理料Ⅰ
- ◆輸血適正使用加算
- ◆同種クリオプレシペート作製術
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆歯周組織再生誘導手術
- ◆歯根端切除手術の注3
- ◆麻酔管理料(Ⅰ)
- ◆麻酔管理料(Ⅱ)
- ◆放射線治療専任加算
- ◆外来放射線治療加算
- ◆高エネルギー放射線治療
- ◆1回線量増加加算
- ◆強度変調放射線治療(IMRT)
- ◆画像誘導放射線治療(IGRT)
- ◆体外照射呼吸性移動対策加算
- ◆定位放射線治療
- ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆病理診断管理加算 1
- ◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆口腔病理診断管理加算 1
- ◆看護職員処遇改善評価料71
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆入院ベースアップ評価料92
- ◇その他
- ◆入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)
- ◆酸素の購入単価